松本市災害時受援計画

松 本 市 令和2年1月

目次

第	1	章	総論	1
	1	計	h画の背景	1
	2	計	h画の目的	2
	3	計	h画の位置付け	2
	4	本	計画の対象範囲	3
		(1)	対象期間	3
		(2)	応援の種類	4
	5	計	h画の適用	6
	6	受	発援に伴う費用負担	7
第	2	章	受援体制	8
	1	受	· 接組織	8
		(1)	指揮本部受援班	8
		(2)	各部指揮班長	8
		(3)	各課受援担当	8
	2	受	ð入拠点	9
	3	受	·接受入手順 1	14
		(1)	受援活動に必要な滞在場所等の確保	14
		(2)	受援活動に必要な資機材等の確保	14
		(3)	指揮本部受援班が実施する応援要請と受入手順	15
		(4)	各課受援担当が実施する応援要請と受入手順	17
	4	応	5援要請先の整理	19
		(1)	県知事の応援要請	19
		(2)	災害時相互応援協定等締結団体への応援要請	19
		(3)	民間事業者等との災害時応援協定2	20
第	3	章	受援対象業務	24
	1	受	を接対象業務の考え方	24
	2	受	を援対象業務の選定2	24
第	4	章	人的支援の受入れ	28
	1	汪	f動支援 2	28
		(1)	活動支援の基本指針2	28
		(2)	応援職員への要請	28
		(3)	市による応援職員への活動支援	28
	2	災	後害ボランティアの受入れ	29
		(1)	災害ボランティアセンターの設置	29

(2) 災害ボランティアセンターの開設手順29
第5章 物的支援の受入れ30
1 松本市防災物資ターミナルの整備30
(1) 整備の背景 30
(2) ターミナルの機能30
2 ターミナルの運営30
第6章 受援対応力向上に向けた平時の取組み31
1 災害時応援協定の実効性の強化31
2 受援に係る訓練の実施31
3 受援シートの継続的な見直し32
(1) 受援対象業務の見直し32
(2) 受援シートの見直し32
第7章 受援シート 32
様式集 33
大規模災害発生時 各部局災害応急対策業務一覧表

第1章 総論

1 計画の背景

松本市は、大規模災害時において、職員や庁舎の被災により行政機能が低下する中であっても、市が行うべき経常業務と、被災者支援等の非常時優先業務を並行して遂行する必要がある。

しかし、そのような状況の中、本市職員のみで業務を遂行することは極めて困難であり、他の地方公共団体や民間企業、ボランティア等からの応援を受け入れ、災害応急対策を実施することが求められる。

また、住民の避難生活が長期化した場合には、国、県や全国知事会、全国市長会、業界団体等から調達する支援物資を受け入れ、円滑に避難者へ配布する必要がある。

平成23年の東日本大震災では、受援側の地方公共団体において、要請ルートや、受援内容を定めていなかったことによる混乱が発生した。また、平成28年熊本地震では、支援物資の受入れと被災者への供給や、応援職員の受入体制など、受援に係る課題が明らかとなった。

こうした教訓から、国では平成28年10月に「地方公共団体の受援体制に関する検討会」が設置され、平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」が策定された。

また、松本市議会からも平成29年5月に「災害時の対応策に関する提言書」において、「大規模災害時の受援体制の整備」について提言された。

長野県では、大規模災害発生時、被災市町村が、県や県内市町村の支援 のみでは十分な応急・復旧活動や被災者支援を実施することが困難な場 合に備え、全国的な応援を円滑に受け入れ、被災市町村を支援できるよ う、平成31年3月に「長野県広域受援計画」を策定した。

本市においても、「糸魚川-静岡構造線断層帯」(全体)が活動した場合、 最大震度7の揺れが想定されるほか、大雨による水害や土砂災害、焼岳等 の火山噴火が懸念されており、あらゆる自然災害への備えは必須である。

このような背景を踏まえ、松本市では、人的及び物的資源の不足により、迅速かつ円滑な災害応急ができない場合に備え、国、県、他の市町村等の行政機関の応援を円滑に受入れができるよう、受援の体制や手続きを定めた「松本市災害時受援計画」を策定する。

なお、策定に当たっては、本市で既に策定した「松本市地域防災計画」や「松本市業務継続計画」、長野県が策定した「長野県広域受援計画」と整合を図りつつ、策定する。

2 計画の目的

本計画は、松本市において大規模な災害が発生した場合、国、県、市町村等の行政機関や、民間事業者、NPO等の団体、ボランティア等の応援を得て、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、松本市の受援体制や受援対象業務の具体的な実施手順、支援物資の集配送について、あらかじめルールを定めることを目的とする。

本計画を適用する災害の程度等を定めた基準については、「5 計画の 適用」で定める。

3 計画の位置付け



現在、松本市においては災害対策基本法に基づく法定計画である松本市地域防災計画のほか、任意計画である松本市業務継続計画<震災編>、松本市業務継続計画非常時優先業務マニュアルなどの各種の計画・マニュアル等を運用している。

防災に係る各種計画と本計画の関係性のイメージ

松本市災害時受援計画において受援対象とする業務は、想定される災害対応の規模と、人的・物的資源を踏まえ、松本市業務継続計画に定められた非常時優先業務の中から選定する。本計画は、応援を受け入れ、非常時優先業務を実施するための具体化した計画として位置付ける。

4 本計画の対象範囲

(1) 対象期間

災害発生後の対応は、初動期(発災~3日後程度)、応急期(3日後~1週間程度)、復旧期、復興期に分類される。

災害時の人的な応援は、災害発生直後の初動期から応急期・復旧期(初期)を対象とした応援と、復旧期(中期以降)・復興期を対象とした派遣に分類される。それぞれの根拠法、想定業務等は次の表のとおり。

災害対策基本法に基づく応援

災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、 応援を拒んではならない。

【根拠】

災害対策基本法に基づく市町村長等の間(67条)、市町村長等と 都道府県知事の間(68条)、都道府県知事等の間(74条)の応援

相互応援協定に基づく応援

地方公共団体間での災害時相互応援協定に基づく派遣。 応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。

【根拠】各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等

【想定業務】

避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査

など

【想定業務】

協定に規定されている 業務

復旧期(中

期

以

降

復興

期

地方自治法に基づく派遣

地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の 必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員 の派遣を求めることができるもの。

復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震において も実施された。

派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う (派遣先の身分と併任)。

【根拠】地方自治法第252条の17第1項

【想定業務】

災害査定等の社会基盤 施設復旧業務

(道路等の災害復旧)

など

災害発生後の時期別の応援とその根拠法及び想定業務 (「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(平成 29 年 3 月抜粋))

これらの業務のうち、本計画で対象とする応援は、初動期~応急期・復 旧期(初期)とし、概ね災害発生から1カ月程度の間を目安とする。

また、支援物資においては、災害発生後、自宅での生活が困難な被災者は避難生活を強いられ、被災者自らでの食料や生活物資の確保が困難になることが想定されることから、避難所が閉鎖されるまでの間、本計画に

基づき物的支援を実施する。ただし、道路等のインフラの復旧や、民間事業者の営業再開状況などに応じて、臨機応変に対応する。

(2) 応援の種類

本計画では、松本市外からの人的及び物的応援を対象とし、次のとおり整理する。

ア 人的支援

- (ア) 国、都道府県、市町村等の行政機関
 - ※本市と災害時相互応援協定を締結している市町や、全国市長会等の全国自治体間の枠組みを含む。
 - ※被災市区町村応援職員確保システムによる対口支援団体を含む。
- (イ) 指定公共機関及び指定地方公共機関
- (ウ) 災害応援協定締結団体
- (エ) 災害ボランティア

イ 物的支援

- (ア) 国、都道府県、市町村等の行政機関
- (4) 災害応援協定締結団体
- (ウ) その他あらかじめ協定を結んでいない団体からの支援

【参考】被災市区町村応援職員確保システム

1 被災市区町村応援職員確保システムの概要

大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して、 被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み

- 2 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員派遣の目的
 - (1) 避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務の支援
 - (2) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援 (「総括支援チーム」の派遣)
 - ※派遣の形態は、職務命令による短期の派遣(公務出張)を基本とする。
- 3 派遣の流れ
 - (1) 避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務の支援



第1段階支援

被災地域ブロック内(中部ブロック)を中心とした応援職員の派遣

・都道府県、又は指定都市を原則として1対1で松本市に割当て、対口支援団体を決定

被災市区町村応援職員確保現地調整会議

(長野県、知事会、市長会、 総務省等で構成)

被災市区町村応援職員確保調整本部

松本市に関する情報収集・共有等

(長野県、知事会、市長会、総務省等で構成)

第1段階支援だけでは対応困難 第1段階支援だけでは対応困難 ・総合的な調整及び意思決定

・情報収集・共有等

第2段階支援

全国の地方公共団体による追加の応援職員の派遣

・全国の都道府県及び指定都市による追加の応援職員の派遣について調整を実施

(2) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

(「総括支援チーム」の派遣)

- ア 「総括支援チーム」の概要
 - (ア) 役割

松本市長の指揮の下で、松本市が行う災害マネジメント(市長 への助言、幹部職員との調整等)を総括的に支援

(4) 構成

災害マネジメント総括支援員と災害マネジメント支援員など数 名で構成

(構成例)

- ・災害マネジメント総括支援員 (GADM) 1名
 - ※「GADM (ギャドゥム)」について

GADMとは、「General Adviser for Disaster

Management」の略称であり、災害マネジメントを総括 的に支援

・災害マネジメント支援員など (災害対応に知見を有する者)

 $1\sim2$ 名

• 連絡調整要員

 $1\sim 2$ 名

- イ 災害マネジメント総括支援員等の登録・派遣の仕組み
 - (ア) 都道府県・指定都市等の推薦を受け、総務省・消防庁で実施する研修を受講し、名簿に登録
 - (4) 災害発生時は、対口支援に先立ち総括支援チームを派遣

5 計画の適用

本計画は、原則、松本市地域防災計画で定める災害応急対策の配備体制のうち、「第4配備」及び「第5配備」がとられ、松本市の人的及び物的資源だけでは、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施することができない場合に適用する。

「第4配備」及び「第5配備」の配備体制、活動内容等は、次の表のとおり。

配備体制	活動内容	活動期間	活動開始基準
第4配備	○ 大規模な災害発	○ 右の基準に該	◎ 市域に震度 6
	生直前又は発生後の	当したときから、	弱~6強の地震
	全正規職員による体	警報等が解除さ	が発生した場合
	制とし、災害対策本	れるまで	○ 焼岳に噴火警
	部を設置し、情報収	○ 市長が必要な	戒レベル4又は
	集・伝達、水防、輸送、	いと認めるまで	レベル5が発表
	医療、救護等の災害	○ 他の体制に移	された時
	応急対策活動を行	行するまで	○ 大規模な災害
	う。		が発生、又は発生
			するおそれがあ
			る場合で市長が
			必要と認めた場
			合
第5配備	○ 市の組織及び機	○ 右の基準に該	◎ 市域に震度 7
	能の全てをもって対	当したときから、	の地震が発生し
	処する職員全員によ	市長が必要ない	た場合
	る体制とし、災害対	と認めるまで	○ 大規模な災害
	策本部を設置し、情	○ 他の体制に移	が発生した場合
	報収集・伝達、水防、	行するまで	で、市長が必要と
	輸送、医療、救護等の		認めた場合
	災害応急対策活動を		
	行う。		

(松本市地域防災計画 抜粋)

6 受援に伴う費用負担

協定に基づく応援の場合、応援に要した経費については、原則として受援側(松本市)が負担する。なお、詳細については、当該協定等に定めるとおりとする。

協定に基づかない自主的な応援の場合、応援に要した費用は、それぞれの応援自治体が負担する。

ただし、災害救助法が適用された場合、「災害救助事務取扱要領」に規定される災害救助法対象経費については、長野県が支弁する。

第2章 受援体制

1 受援組織

市は、長野県をはじめとした応援要請先との連絡調整を一元的に行うために、松本市災害対策本部指揮本部に「受援班」、「各部指揮班長」及び受援対象業務の担当課に「各課受援担当」を設置する。

(1) 指揮本部受援班

災害発生後の職員の参集状況や、受援対象業務の対応状況を取りまとめ、受援に関する庁内外の総合調整や応援の受入窓口業務を実施する。

(X	ノ、文仮に関り /	3月 四外の総合調金や心族の文人念日来伤を美地する。
		・各課受援担当からの受援ニーズの把握
		・応援要請の要否の具申
		・応援要請手続き
	相学小フ勿割	(自衛隊、緊急消防援助隊、被災市区町村応援職員確
	想定する役割	保システム、都市間相互応援協定)
		・要請先との連絡調整、受入れ
		・応援職員への支援(宿泊場所、飲料水、食料等の確
		保)

(2) 各部指揮班長

各部指揮班長は、各部の受援業務を総括する。

相党する処割	・部内各課が実施した応援要請や応援職員の受入状
心化りる役割	・部内谷森が美地した応復委請や応復職員の受入状況の把握

(3) 各課受援担当

専門職種職員等の応援や各課が締結している災害時応援協定に基づ く応援を要請し、受援対象業務を実施する。

	・受援対象業務を実施するための受援ニーズの把握
	・応援者との連絡調整、受入れ
想定する役割	・各課が主体的に締結する災害時応援協定の締結先
	団体への応援要請
	・応援者への支援(宿泊場所、飲料水、食料等の確保)

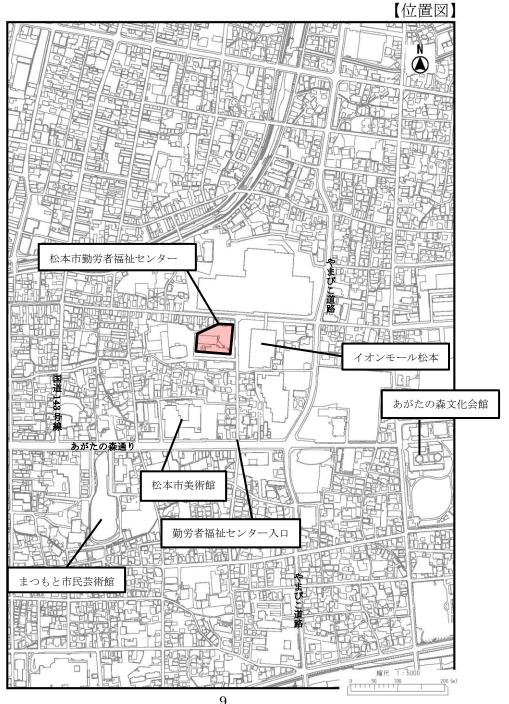
受入拠点 2

応援職員や支援物資の受入拠点として、次の場所を開設する。

機能	施設名称	住所
応援職員受入拠点	松本市勤労者福 祉センター	松本市中央4-7-26
支援物資集配送拠点	松本市防災物資 ターミナル	松本市大字島内8052 -1

位置図、施設の詳細等は次のとおり

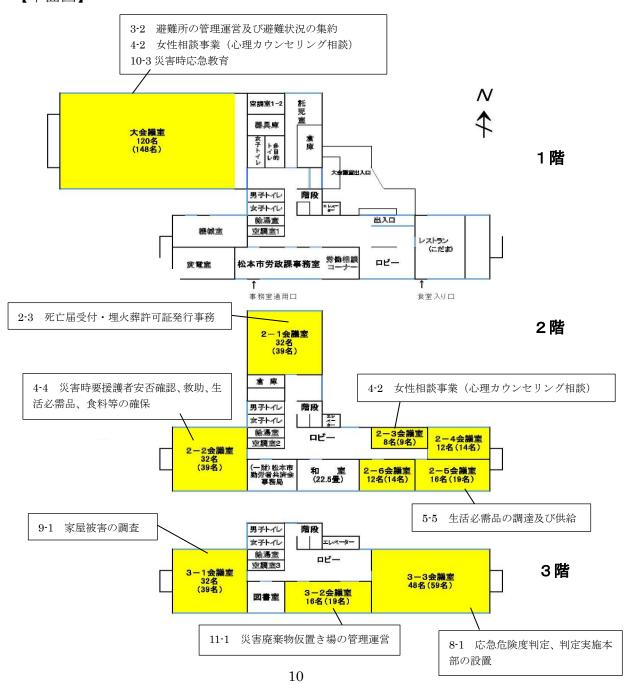
松本市勤労者福祉センター



【施設基本情報】

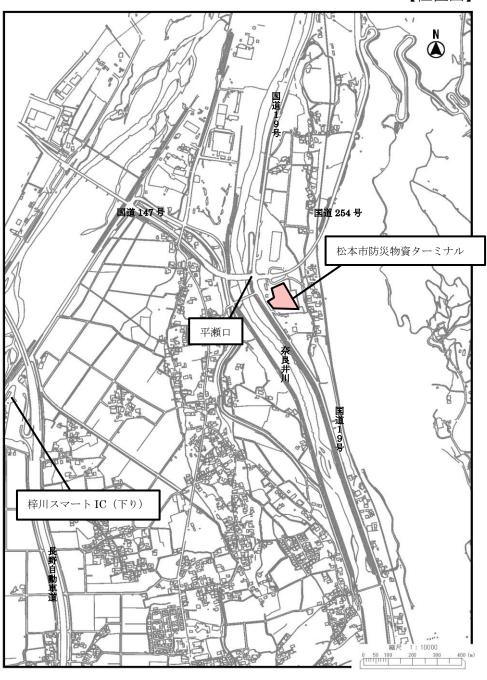
住所	松本市中央 4-7-26
位置情報	北緯 36 度 13 分 59. 365 秒
(度分秒)	東経 137 度 58 分 38.080 秒
位置情報(UTM)	53SQA67576139
施設設備	電気、ガス、水道、空調、発電機、トイレ、事務室、駐車場
通信設備	電話、FAX、インターネット接続環境(公衆無線LAN) 庁内LAN接続環境(※1階事務室)
北帝田電力	非常用発電機 1基(48KVA)
非常用電力	乔吊用兜电阀 I 峚(4 8 K V A)
防火水槽	1 0 0 m ³
駐車場	70台

【平面図】



松本市防災物資ターミナル

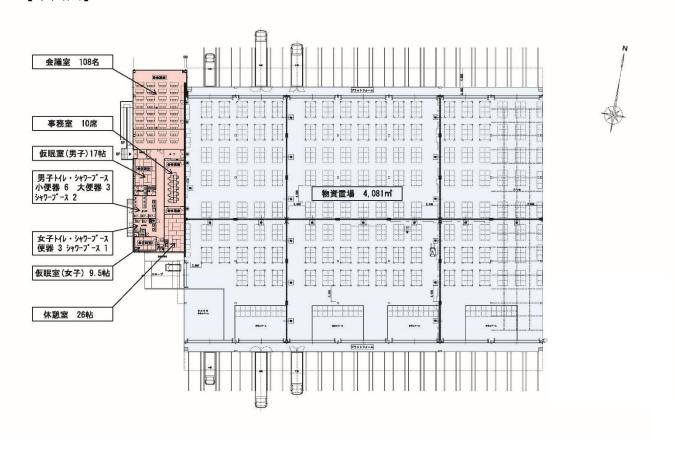




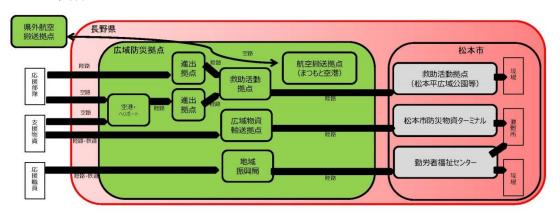
【基本情報】

住所	松本市大字島内8052-1		
位置情報	北緯 36 度 15 分 54. 454 秒		
(度分秒)	東経 137 度 56 分 46.309 秒		
位置情報(UTM)	53SQA646791738		
施設設備	電気、ガス、水道、空調、発電機、トイレ、事務室、会議室、備蓄倉庫、支援物資受入スペース、駐車場、フォークリフト利		
	用可(屋内)、大型トラック利用可(物資搬入)		
通信設備	電話、FAX、インターネット接続環境(公衆無線LAN) 庁内LAN接続環境(※1階事務室)		
非常用電力	非常用発電機 1基(28KVA)		
防火水槽	1 0 0 m³		
支援物資受入 スペース	4, 081 m²		

【平面図】



【参考】長野県広域受援計画における広域防災拠点と松本市受入拠点との相関 関係



応援部隊等の松本市への進出に係る概念図

長野県広域受援計画において、松本市が被災した場合は、松本地域以外の地域に広域防災拠点が設置される。救助部隊や職員等は、一旦、陸路又は空路で広域防災拠点に進出した後に、松本市が設置する各拠点へ移動する。

松本地域以外に県が設置する広域防災拠点は、災害の状況に応じて決定する ため、設置される場所については、災害発生後に県へ確認するなど、情報の収 集に努める。

3 受援受入手順

(1) 受援活動に必要な滞在場所等の確保

ア 滞在場所の確保

応援職員の滞在場所については、応援団体が場所を確保すること を原則とする。

ただし、確保することが困難な場合、「災害時における宿泊施設・ 設備等の供給に関する協定書」に基づき、可能な範囲で滞在場所の 確保に協力するものとする。

災害発生直後は、市内の宿泊施設に宿泊することが困難になることが予想されることから、応援職員に、寝袋等の持参を要請する。

イ 活動場所の確保

応援者の活動場所は、原則、松本市勤労者福祉センターとするが、 それぞれの受援対象業務において「受援シート」であらかじめ定め る場所で活動するものとする。

災害の状況等により、松本市勤労者福祉センターが使用できない場合は、他の施設の使用について、指揮本部受援班が調整するものとする。

(2) 受援活動に必要な資機材等の確保

ア 応援者の食料等の確保

応援者の食料等の生活に必要な物資については、応援団体が自ら 確保することを原則とする。

ただし、活動が長期になり物資が不足する場合は、各課受援担当が必要数を取りまとめ、指揮本部受援班に要請し、可能な限り調達する。

イ 受援対象業務遂行に必要な資機材の確保

業務に必要な資機材は、原則、各課受援担当で調達する。ただし、 特殊な資機材は、不足等の状況に応じて、応援者に持参するよう要 請する。

ウ 応援者に持参することを呼びかける物資

応援を受け入れる際は、応援団体との事前調整において、応援を 実施するために持参が必要な以下の物資等の情報を提供するものと する。

なお、その際は、少なくとも3日分は持参することを要請する。

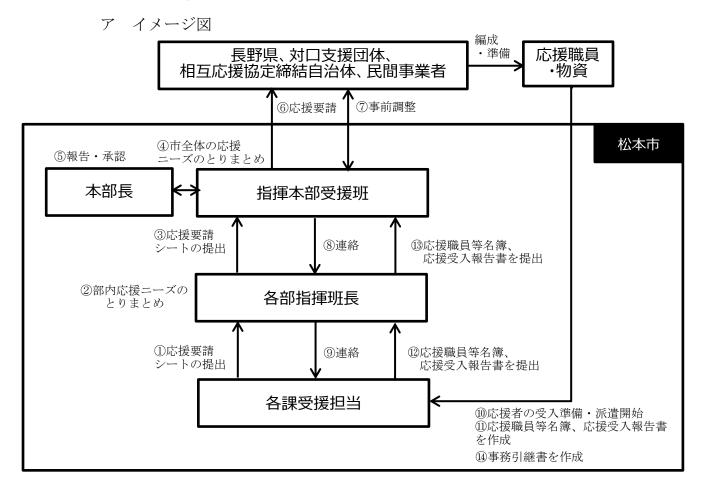
【応援者が持参することを想定する持参要請物資】(例)

- •食料、飲料水
- ・寝袋、毛布、簡易トイレ等の生活物資
- ・車両 (燃料含む。)
- ・パソコン、スマートフォン、携帯電話等の通信機器
- ・地図、ヘルメット、安全靴、手袋、充電器等の活動資機材

(3) 指揮本部受援班が実施する応援要請と受入手順

指揮本部受援班は、市の受援業務に係る総合窓口として、県や災害相互 応援協定を締結する自治体との連絡調整を担う。

各課からの応援要請のニーズの把握や、応援団体等とのやり取りの流れ は次のとおり。



- イ 手順の詳細(①~⑭の手順は、「ア イメージ図」の番号と同じ。)
 - ① 応援要請シートの提出

各課受援担当は、あらかじめ作成した受援シートに基づき、職員の参集状況や、被害状況に応じて、必要な応援職員の人数、資機材等を検討し、応援要請シート(様式1)に必要事項を記載し、各部指揮班長へ提出する。

- ② 部内応援ニーズの取りまとめ 各部指揮班長は、部内の応援ニーズを取りまとめる。
- ③ 応援要請シートの提出 各部指揮班長は、指揮本部受援班を通じて応援を要請する場合は、 指揮本部受援班へ要請する。
- ④ 市全体の応援ニーズの取りまとめ 指揮本部受援班は、各部指揮班長から提出された応援要請シート をもとに、市全体の応援ニーズを取りまとめる。

指揮本部受援班は、市全体のニーズと、市職員の参集状況を踏まえ、職員の配置計画を作成するとともに、配置計画に基づき、応援要請及び市職員の配置計画の方針を協議する。

- ⑤ 報告・承認 指揮本部長は、受援の方針について対策本部長の承認を得る。
- ⑥ 応援要請 指揮本部受援班は、長野県や、災害時相互応援協定締結団体等へ 応援を要請する。
- ⑦ 事前調整

指揮本部受援班は、対口支援団体や応援が可能な団体と、派遣期間や集結場所、持参をしてもらう資機材、物資等について、あらかじめ調整する。

- ⑧ 連絡 指揮本部受援班は、応援要請の結果を各部指揮班長へ連絡する。
- ⑨ 連絡各部指揮班長は、応援要請の結果を各課受援担当へ連絡する。
- ⑩ 応援者の受入準備・派遣開始 各課受援担当は、応援職員や資機材等の受入れを準備する。
- ① 応援職員等名簿、応援受入報告書を作成 各課受援担当は、応援職員の受付をし、応援職員等名簿(様式3) 及び応援受入報告書(様式4)を作成する。

② 応援職員等名簿、応援受入報告書を提出 各課受援担当は、応援職員等名簿及び応援受入報告書を各部指揮 班長へ提出する。

- ① 応援職員等名簿、応援受入報告書を提出 各部指揮班長は、応援職員等名簿及び応援受入報告書を指揮本部 受援班へ提出する。
- (4) 事務引継書を作成

応援職員は、受援業務を実施した活動日ごとに、事務引継書(様式5)を作成する。

各課受援担当は、事務引継書の内容を確認し、受援対象業務の進 捗状況を把握する。

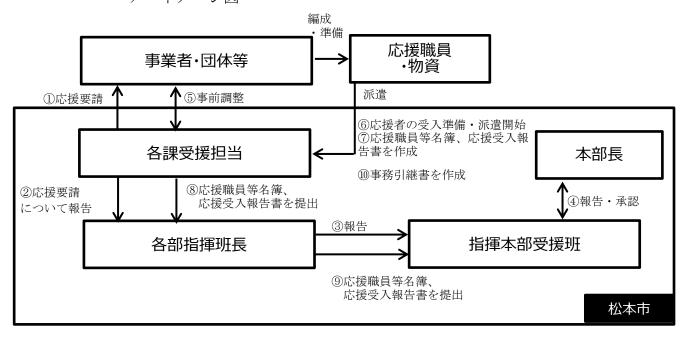
応援職員や資機材が不足する場合は、再度、応援要請シートを作成し、追加の応援を要請する。

(4) 各課受援担当が実施する応援要請と受入手順

専門的な業務への応援要請など、あらかじめ各部が締結している災害 時応援協定の締結先や、平時から緊密な連携が図れている民間事業者へ 直接連絡した方が、円滑な応援が期待できる場合は、各課受援担当が直 接、応援を要請する。

要請する流れは、次のとおり。

ア イメージ図



イ 手順の詳細(①~⑩の手順は、「ア イメージ図」の番号と同じ。)

① 応援要請

各課受援担当は、あらかじめ作成した受援シートに基づき、職員の参集状況や、被害状況に応じて、必要な応援職員の人数、資機材等を検討し、応援要請シート(様式1)に必要事項を記載し、協定締結先へ提出し、応援を要請する。

書面での要請が困難な場合は、口頭で要請する。

- ② 応援要請について報告 各課受援担当は、応援要請の状況を各部指揮班長へ報告する。 各部指揮班長は、部内の応援要請の状況について取りまとめる。
- ③ 指揮本部受援班へ報告 各部指揮班長は、指揮本部受援班へ応援要請の状況について報告 する。
- ④ 報告・承認 指揮本部長は、受援の方針について対策本部長の承認を得る。
- ⑤ 事前調整 各課受援担当は、応援要請先と派遣期間や集結場所、持参しても らう資機材、物資等について、あらかじめ調整する。
- ⑥ 応援職員の受入準備・派遣開始 各課受援担当は、応援職員や資機材等の受入れを準備する。
- ⑦ 応援職員等名簿、応援受入報告書を作成 各課受援担当は、応援職員の受付をし、応援職員等名簿(様式3) 及び応援受入報告書(様式4)を作成する。
- ⑧ 応援職員等名簿、応援受入報告書を提出各課受援担当は、応援職員等名簿及び応援受入報告書を各部指揮 班長へ提出する。
- ⑨ 応援職員等名簿、応援受入報告書を提出各部指揮班長は、応援職員等名簿及び応援受入報告書を指揮本部 受援班へ提出する。
- ⑩ 事務引継書を作成

応援職員は、受援業務を実施した活動日ごとに、事務引継書(様式5)を作成する。

各課受援担当は、事務引継書の内容を確認し、受援対象業務の進 捗状況を把握する。

応援職員や資機材が不足する場合は、再度、応援要請シートを作成し、追加の応援を要請する。

4 応援要請先の整理

本市が、災害対策基本法等に基づく応援の要請や、災害時相互応援協 定等に基づく他の自治体への応援要請、災害時応援協定に基づく民間事 業者への協定は、あらかじめ連絡先等を把握しているため、本計画とは別 に連絡先一覧を整理するとともに、年度はじめなど、定期的に連絡先を確 認し、一覧の更新を行う。

(1) 県知事の応援要請

要請種類	要請先	
自衛隊災害派遣	長野県災害対策本部 活動調整担当	
緊急消防援助隊	長野県災害対策本部 活動調整担当	
被災市区町村応援職員	長野県 松本地方部	
確保システム等の応援	(松本地域振興局 総務管理課)	

(2) 災害時相互応援協定等締結団体への応援要請

締結団体	要請先
神奈川県 藤沢市	防災安全部 防災政策課
岐阜県 高山市	総務部 危機管理課
兵庫県 姫路市	市長公室 危機管理室
三重県 御浜町	総務課 防災係
北海道 札幌市	危機管理対策室
愛知県 田原市	防災局 防災対策課
東京都 世田谷区	危機管理室 災害対策課
福岡県 宗像市	総務部 地域安全課
神奈川県 大和市	市長室 危機管理課
全国施行時特例市市長会	企画部 広域事業政策課
(事務局:神奈川県 茅ヶ崎市)	上四印

(3) 民間事業者等との災害時応援協定

分類	協定名	締結先	担当部局
	災害時の医療救護活 動に関する協定	一般社団法人 松本市医師会	健康福祉部
	災害時の歯科医療救 護活動に関する協定	一般社団法人 松本市歯科医師会	健康福祉部
医療救護関係	災害時の医療救護に ついての協定	一般社団法人 松本薬剤師会	健康福祉部
関係	災害時の医療救護活動に関する協定第2 条の規定による医療 救護班の編成及び派 遣の覚書	松本広域連合	健康福祉部
	災害時における放送 要請に関する協定	・信越放送株式会社・株式会社 長野放送・株式会社 テレビ信州・長野朝日放送株式会社	指揮本部
災害広報関係	災害時におけるケー ブルテレビ放送・ラ ジオ放送の要請に関 する協定	株式会社テレビ松本ケーブルビジョン	指揮本部
報関係	災害時におけるケー ブルテレビ放送要請 に関する協定	あづみ野テレビ株式会社	指揮本部
	災害時におけるラジ オ放送の要請に関す る協定	・長野エフエム放送株式会社・エフエムまつもと株式会社	指揮本部
	災害に係る情報発信 等に関する協定	ヤフー株式会社	指揮本部
災	アマチュア無線による災害時応援協定	松本アマチュア無線クラブ	指揮本部
災害情報の連絡	消防用無線の運用に 関する協定	松本広域連合	指揮本部
連絡	災害時における隊友 会の協力に関する協 定書	公益社団法人隊友会長野県隊友会松本支部	指揮本部

分類	協定名	締結先	担当部局
	災害時の応急措置に	松本市建設事業協同組合	建設部
	関する協定		
	災害時の応急措置に	松本市水道事業協同組合	上下水道局
	関する協定	長野県内市町村、企業団、企業局、組合	
	長野県水道協議会水	日本水道協会中部支部9県	
	道施設災害相互応援		
	要網		
	日本水道協会中部支		
1	部災害時相互応援に		
ン	関する協定		
ラ	災害時の応援に関す	東京電力ホールディングス株式会社	指揮本部
インフラ復旧	る確認書	リニューアブルパワー・カンパニー	
	災害時の応急措置に	松本市緑化協会	建設部
	関する協定		
	災害時におけるLP	・長野LP協会松本支部	指揮本部
	ガスに係る協力に関	・一般社団法人長野県LPガス協会	
	する協定		
	災害時における電気	一般財団法人 中部電気保安協会	指揮本部
	の保安に関する協定		
	災害時における相互	中部電力株式会社	指揮本部
	協力に関する協定		
火"	ガス事故防止対策に	松本警察署・松本地域振興局・松本ガ	指揮本部
火災予	関する協定	ス・LPG 協会松本支部・中部電力・松本	
防		広域消防局	
	災害時における応急	・生活協同組合コープながの	農林部、商工
	生活物資供給等の協	・松本ハイランド農協	観光部
食	力に関する協定	・松本市農業協同組合	
食料•		・あづみ農業協同組合	
水		・株式会社デリシア	
・生活必需		・イオンリテール㈱東海・長野カンパ	
活 必		=-	
需品		・マックスバリュ長野㈱	
ППП			

分類	協定名	締結先	担当部局
食料	全国公設地方卸売協 議会災害時相互応援	全国公設地方卸売市場協議会会員市	農林部
水	に関する協定書		
•			
生活必需	災害時の応急活動の	長野県公営企業管理者	上下水道局
业需	連携に関する協定	・塩尻市・山形村	
品			
坳	災害応急用ヘリコプ	東邦航空株式会社	指揮本部
資齢	ター使用に関する契		
物資輸送関係	約		attent to the contract of
係	災害時における物資	中信トラック協同組合	農林部、商工
	の輸送に関する協定 災害時における宿泊	松本市内旅館組合連合会	観光部 商工観光部
	施設・設備等の供給	松平川門が路租市建立云	尚上観儿司
	に関する協定		
	災害時の応急危険度	公益社団法人長野県建築士会	建設部
	判定の協力に関する		
	協定		
	災害時の応急措置に	松本市電設業協会	建設部
	関する協定		
災害	災害時における松本	松本市内郵便局	指揮本部
災害拠点	市及び松本市内郵便		
•	局の協力に関する協		
避難施設関係	定 災害時における石油	・長野県石油商業組合	指揮本部
設	類燃料の供給に関す	・長野県石油商業組合中信支部	1日1七十月
孫	る協定		
	災害時における福祉	· 松塩筑木曽老人福祉施設組合	健康福祉部
	避難所の設置運営に	· 社会福祉法人 中信社会福祉協会	
	関する協定		
	災害時における資機	一般社団法人日本建設機械レンタル協	環境部
	材リースの協力に関	会長野支部	
	する協定		

分類	協定名	締結先	担当部局
	災害時における美容	長野県美容業生活衛生同業組合 中信	環境部
	サービス業務の提供	支部	
	に関する協定		
	災害時における理容	長野県理容生活衛生同業組合 松本支	環境部
	サービス業務の提供	部	
*	に関する協定		
災害拠点	災害時におけるダン	・王子コンテナー株式会社 長野工場	指揮本部
拠点	ボール製品の調達に	・レンゴー株式会社 松本工場	
	関する協定		
難	災害時における福祉	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	健康福祉部
施設	用具等物資の供給等		
·避難施設関係	協力に関する協定		
VI	災害時における災害	NPO法人中信多文化共生ネットワー	総務部
	多言語支援センター	ク	
	運営に関する協定		
	災害発生時における	松本少年刑務所	指揮本部
	相互協力に関する協		
	定		
ボ	災害ボランティアセ	イオンリテール㈱東海・長野カンパ	健康福祉部
ボランティア	ンター駐車場の使用	=-	
テ	に関する覚書		
イア			
関係			
	災害時における交通	一般社団法人長野県警備業協会	指揮本部
	及び地域安全の確保	水 正四位八人名 水音 附术 伽云	1 <u>1</u> 117 1 777777111
	等に係る業務に関す		
	る協定		
	災害時における棺及	 全日本冠婚葬祭互助協会(㈱アステッ	環境部
その	び葬祭用品の供給等	プ信州)	シスシロドド
他	並びに遺体の搬送等	- 18717	
	の支援に関する協定		
	災害時における地図	株式会社ゼンリン	上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上上
	製品等の供給等に関	Pitt day like a 1 / 1	1H1-1.1.Hk
	する協定		
	, W///L		

第3章 受援対象業務

1 受援対象業務の考え方

松本市地域防災計画や松本市業務継続計画<震災編>に規定される災害時に市が行う業務のうち、人的支援が必要となる業務を平成30年度に庁内調査を実施し、その調査結果に基づき受援対象業務を選定した。

なお、選定した受援対象業務に漏れがないよう、平成28年4月に発生した熊本地震の記録誌や、他市で既に策定されている受援計画を参考とした。

2 受援対象業務の選定

調査結果に基づき、非常時優先業務169業務から、37業務を受援 対象業務とした。

受援対象業務とその分類については、次の表のとおり。

受援対象業務一覧

	分類(※)		受援対象業務	担当
1	被害情報の収集	1-1	地域づくりセンター(支所、出	地域づくり部
			張所)を拠点とする被害状況調	地域づくり課
			査、情報収集 (町会長連絡)	
		1-2	社会福祉施設の被害状況調査	健康福祉部障
				害福祉課、高齢
				福祉課、西部福
				祉課
		1-3	農林業施設、林地等の被害調	農林部耕地林
			查、応急対策	務課、西部農林
				課
		1-4	道路、橋梁、河川、水路、堤防	建設部各課
			等の被害調査	
		1-5	避難所の安全確認、応急修理	建設部住宅課、
				建築指導課
		1-6	下水道施設の被害調査、復旧資	上下水道局各
			機材の確保	課
2	救助・救急活動	2-1	医療救護所の開設・運営	健康福祉部医
				務課
		2-2	遺体検案所の設置、受入れ、引	環境部環境保
			渡し	全課
		2-3	死亡届受付・埋火葬許可証発行	総務部市民課
			事務	
3	避難所等、被災	3-1	避難所における被災者の健康	健康福祉部健
	者の生活対策		相談	康づくり課
		3-2	避難所の管理運営及び避難状	文化スポーツ
			況の集約	部文化振興課、
				教育部教育政
				策課

	分類(※)		受援対象業務	担当
4	特別な配慮が必	4-1	外国人への対応、災害情報の提	総務部人権·男
	要な人への対策		供	女共生課
		4-2	女性相談事業(心理カウンセリ	総務部人権·男
			ング相談)	女共生課
		4-3	福祉避難所の設置運営	健康福祉部福
				祉計画課
		4-4	災害時要援護者安否確認、救	健康福祉部各
			助、生活必需品、食料等の確保	課
		4-5	養護老人ホーム入所措置事務	健康福祉部高
				齢福祉課
		4-6	応急保育及び乳幼児対応一時	こども部保育
			避難所の運営	課
5	物資等の輸送、	5-1	義援金及び義援物資の配分	健康福祉部障
	供給対策			害福祉課、生活
				保護課、高齢福
		- 0		社課
		5-2	炊出し実施のための日赤奉仕	こども部こど
			団との連携 	も育成課、保育
		5-3	 食料品の調達及び供給	農林部農政課
		5-3		農林部農業委
		5-4	松本市防災物資ターミナルの 管理、運営	展 杯 部 展 来 安 員会事務局
				商工観光部商
				工課
		5-5	生活必需品の調達及び供給	農林部耕地林
				務課
				商工観光部商
				工課
6	ボランティアと	6-1	ボランティアセンター設置要	健康福祉部障
	の連携・協働		請、受入れの調整及び情報提供	害福祉課、高齢
				福祉課
7	公共インフラ被	7-1	緊急輸送路指定路線の障害物	建設部維持課
	害の応急措置等		除去 (街路樹の応急対応)	
		7-2	応急措置	建設部各課

	分類(※)		受援対象業務	担当
8	建物、宅地等の	8-1	応急危険度判定(建築物、宅	建設部建築指
	応急危険度判定		地)、判定実施本部の設置	導課
9	被害認定調査、	9-1	家屋被害の調査	財政部市民税
	り災証明の交付			課、資産税課、
	等			納税課
		9-2	被害の調査(り災証明)	財政部市民税
				課、資産税課、
				納税課
10	生活再建支援	10-1	公害防止、公衆衛生対策	環境部環境保
				全課、環境業務
				課
		10-2	防疫対策	環境部環境保
				全課、環境業務
				課
		10-3	災害時応急教育	教育部学校指
				導課、学校教育
				課
		10-4	学用品の支給	教育部学校指
				導課、学校教育
				課
		10-5	災害時学校給食対応	教育部学校給
				食課
11	災害廃棄物処理	11-1	災害廃棄物収集運搬	環境部環境政
				策課、環境業務
				課
		11-2	仮置き場の管理運営	環境部環境政
				策課、環境業務
				課
		11-3	リサイクルセンター管理運営	環境部環境業
				務課
		11-4	最終処分場管理運営	環境部環境業
				務課

※業務の分類は、「地方都市等における地震対応のガイドライン」(内閣府(防 災担当)(平成25年8月))に示される業務の類型から引用

第4章 人的支援の受入れ

1 活動支援

(1) 活動支援の基本指針

応援職員への食料、物資、飲料水等の支援については、原則として、可能な限り応援団体が準備し、自己完結型の応援を要請することを基本とする。

ただし、被災の状況等により市の支援が可能な場合は、可能な限り支援を行う。

(2) 応援職員への要請

被災の状況や応援に入る時期等により応援職員への食料・物資等の提供が困難である場合又は困難であると見込まれる場合は、食料・物資等の携行を、応援団体との事前調整において要請する。

要請する物資は、本計画P15に記載した「【応援者が持参することを 想定する持参要請物資】(例)」を参考にする。

(3) 市による応援職員への活動支援

市から応援職員への食料・物資等の支援が可能な場合は、次のとおり供給する。

また、応援職員自らが消耗品等を調達できるよう、商業施設の営業再開状況等の情報を提供する。

ア 食料・物資

指揮本部受援班は、応援職員の人数を様式3等を活用して把握し、 必要数を受入拠点となる松本市勤労者福祉センターで供給する。

イ 飲料水

指揮本部受援班は、アと同様に応援職員へ飲料水を供給する。

ウ燃料

指揮本部受援班は、応援職員に対して、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書」に基づき、優先供給を受けることができる給油所等の情報を提供する。

2 災害ボランティアの受入れ

災害発生後、復旧期から復興期にかけて、被災した住民から生活の再建に向けた多くのニーズが寄せられることが想定される。

これまで、全国各地で発生した災害においても、被災者の個別のニーズ に応えるため、多くのボランティアによる支援が行われてきた。

災害対策基本法や防災基本計画において、災害時におけるボランティア との連携について明記されるなど、ボランティアは災害対応の主体として 位置付けられている。

また、本市においても、地域防災計画で、ボランティアセンターの設置を松本市社会福祉協議会へ要請し、設置後は、運営を支援することとしている。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンター設置予定場所

施設名称	住 所
松本市総合社会福祉センター	松本市双葉4-16

ただし、状況に応じて、松本市総合社会福祉センターの周辺に設置する ものとする。

また、必要に応じて、災害ボランティアセンターサテライトを被害が甚 大な地域に設置し、ボランティアニーズの把握等、現地調査を実施する。

(2) 災害ボランティアセンターの開設手順

具体的な開設手順等については、受援シート6-1に基づき実施する。

第5章 物的支援の受入れ

1 松本市防災物資ターミナルの整備

(1) 整備の背景

大規模災害発生後は、商業施設が被災することや流通ルートが寸断されることにより、物資の調達は困難となる。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、被災地の要請を待たず国からプッシュ型支援として多くの物資が配送されたものの、その物資を受け入れ、さらに避難所まで配送する体制の構築がされておらず、ラストワンマイルで物資が滞留するという課題が明らかとなった。

本市も、熊本地震発災直後に現地調査に入り、支援物資を円滑に被災者へ配送することの必要性を体感した。

このような経過を踏まえ、本市では、松本市防災物資ターミナル(以下「ターミナル」という。)を建設することとした。

(2) ターミナルの機能

ア平時

平時は、松本市の防災物資の備蓄倉庫として、食料や水、生活必需品等を備蓄する。

イ 災害発生後

災害発生後は、あらかじめ備蓄する物資の避難所への配送拠点、支援物資の受入拠点として運営する。

2 ターミナルの運営

災害発生後のターミナルの運営については、本市と「災害時における物資の輸送に関する協定書」を締結する中信トラック協同組合及び松本市災害対策本部物資輸送班が行うものとする。

運営のための体制や、具体的な運営方法については、別に「松本市防災 物資ターミナル運用マニュアル」で定める。

第6章 受援対応力向上に向けた平時の取組み

平成28年4月の熊本地震発生以後、平成29年九州北部豪雨、平成30年西日本豪雨、北海道胆振東部地震等、毎年、全国各地で甚大な被害をもたらす自然災害が発生している。

受援という観点においては、被災した市町村は、発災直後、被災者支援へ注力せざるを得ず、自団体の職員だけでは、被害情報の収集や、支援の要請などの災害応急対策業務を円滑に行えない。

被災した自治体での災害対応の検証や、明らかになった課題を踏まえ、 円滑かつ迅速な応援の受入れに向けて、随時、本計画や受援シートを見 直し、実効性を高める必要がある。

1 災害時応援協定の実効性の強化

本市では、市町村との災害時相互応援協定や民間事業者等と協定を締結し、災害に備えている。また、民間事業者の災害支援への取組みや、技術の進歩により、様々な支援が期待される。

本市は、今後も、日頃から情報収集に励み、災害対応にとって有益な取組みを行える事業者等との協定を締結し、体制の構築に努める。

2 受援に係る訓練の実施

本計画や受援シートの実効性を高めるためには、訓練を実施することが欠かせない。

したがって、現在、本市で実施している実動型の総合防災訓練や、図上 防災訓練で受援対象業務の流れを検証する。

訓練を通して明らかになった課題を抽出し、本計画の見直しへとつなげる。

なお、訓練を実施する際は、応援を要請する本市のみではなく、受援側の関係機関へも参画を要請し、連携の確認を図る。

3 受援シートの継続的な見直し

(1) 受援対象業務の見直し

本計画では、庁内調査に基づき37の業務を受援対象業務としたが、 災害発生後は、あらかじめ想定していない業務で受援が必要となる場合もある。

これまでの災害対応の記録誌や、他市町村が策定した災害時受援計画を参考にし、不足する業務については、今後、受援対象業務とする。

(2) 受援シートの見直し

訓練において、受援シートの実効性を検証し、見直しが必要な場合は、随時、内容の更新を図るものとする。

この場合、更新後の受援シートについて、危機管理課へ提出するとともに、受援対象業務を担う担当課の職員に周知し、各課職員は、知識の習熟に努める。

第7章 受援シート

受援対象業務ごとの受援シートについては、別冊として作成する。

参考 様式集

課名

Ш 数量 特記事項(携行物品等) Щ # 使用目的 提出日時: 災害時協力協定締結事業者 ※期間は見込み 名可)·不可) 期間 必要資機材·物資 7 7 7 光 淵 裍 口 援 松本市災害対策本部 主な活動場所 $^{\circ}$ No 13 12 10 11 ∞ 6 行 (他課への応援の可否 受接班 数量 使用目的 ※1で「有」の場合 人数 無 無 松本市応援職員派遣及び活動資機材等調達要請書 活動資機材等の調達要請の有無 受援業務名称 必要資機材·物資 応援職員の要請の有無 要請人数等(見込み) 神 乍 要請資機材・物資等 $\triangleleft \square$ N_0 $\overset{\circ}{N}$ $^{\circ}$ α \mathfrak{S} D 9 \mathfrak{C} Ø ო 4 担当者 (連絡先)

Ш

Щ

#

要請日時:

長野県応援・受援
- 1 •
1

受援班 災害対策本部 松本市

担当者

(連絡先)

松本市応援職員要請書

資本部

特記事項 (携行物品等) ※期間は見込み 期間 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 主な活動場所 人数 受援業務名称 ⟨□ 連絡先 担当者 氏名 要請人数等 課名 $^{\circ}$ 10 က 4 10 9 ∞ 6 α

その他の情報

N

記入日	左	Ħ	F
武人口	4-	月	

1 課名

課名		担当者氏名	
		連絡先	
業務名			

2 応援職員等

団体名・所属	
連絡先	
活動場所	
宿泊場所	

1白 作	場別					
NT			援者情報		活動	期間
No	役職	sりがな 氏名	電話 (個人)	電話 (緊急時)	始期	終期
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

- ※1 本名簿は、各課受援担当が、応援者の所属先別に作成・更新・保管してください。 (名簿の添付でも可)
- ※2 作成・更新の都度、松本市指揮本部受援班に提出してください。



応援受入報告書

記入日: 年 月 日

1 課名

課名	担当者氏名	
床石	連絡先	

2 受援内容

受援内容							派遣期間
	1)					人	· ~ ·
	2					人	· ~ .
	3					人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	4					人	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
団体名	5					人	· ~ ·
及び人数	6					人	· ~ ·
	7					人	· ~ ·
	8					人	· ~ ·
	9					人	· ~ ·
	10					人	· ~ ·
業務期間		年	月	日 () ~	年	月 日() 終了見込
活動場所							·

3 終了報告

終了日	年	月	日 ()			
-----	---	---	-----	---	--	--	--

事務引継書

							活動日:	:	年	月	日
1	前任者										
	団体名										
	氏名・連絡先							(連絡分	七)		
2	後任者										
_	団体名										
	氏名・連絡先							(連絡5	七)		
3	引継内容						i				
	業務名										
	業務内容										
	現場状況										
	及び										
	進捗状況										
	\										
	今後の 予定										
	1 1										
	留意										
	すべき										
	事項										
		- I- I	_, _	- 100 - 414							
4	各部・各課	受援担当	確認	以欄 (私	市本公						
	課名					受打	爱担当者 氏名				
	確認日時		年	月	日	()	時		分	
	備考										

大規模災害発生時 各部局災害応急対策業務一覧表

時間	指揮本部 ・来客市民等の安全確保、	総務部 ・来客市民等の安全確保、	政策部 ・来客市民等の安全確保、	財政部 ・来客市民等の安全確保、	地域づくり部・来客市民等の安全確保、	文化スポーツ部・来客市民等の安全確保、	環境部 ・来客市民等の安全確保、	健康福祉部 ・来客市民等の安全確保、
発災	避難誘導、応急救護	避難誘導、応急救護	避難誘導、応急救護	避難誘導、応急救護	避難誘導、応急救護	避難誘導、応急救護	避難誘導、応急救護	避難誘導、応急救護
-	・部局施設の安全確認、被	・部局施設の安全確認、被	・部局施設の安全確認、被	・部局施設の安全確認、被	・部局施設の安全確認、被	・部局施設の安全確認、被	・部局施設の安全確認、被	・部局施設の安全確認、被
	害状況調査、応急措置 ・職員の安否確認、参集状	害状況調査、応急措置 ・職員の安否確認、参集状	害状況調査、応急措置 ・職員の安否確認、参集状	害状況調査、応急措置 ・職員の安否確認、参集状	害状況調査、応急措置 ・職員の安否確認、参集状	害状況調査、応急措置 ・職員の安否確認、参集状	害状況調査、応急措置 ・職員の安否確認、参集状	害状況調査、応急措置 ・職員の安否確認、参集状
	況調査	況調査	況調査	況調査	況調査	況調査	況調査	況調査
	関係機関等との連絡調整	・関係機関等との連絡調整	・関係機関等との連絡調整	関係機関等との連絡調整	・関係機関等との連絡調整	・関係機関等との連絡調整	関係機関等との連絡調整	・関係機関等との連絡調整
	・指揮本部との連絡調整	・指揮本部との連絡調整	・指揮本部との連絡調整	・指揮本部との連絡調整	・指揮本部との連絡調整	・指揮本部との連絡調整	・指揮本部との連絡調整	・指揮本部との連絡調整
1	・市民への情報提供							
3時間	・災害対策本部の設置、運営	•二役秘書業務	・災害テレホンセンター設置、運営	市役所庁舎の安全確認	・地域プロセンター (支所、出張所) を拠点とする被害状況調査、情報収集 (町会長連絡)	指定避難所の開設・管理	•公害防止、公衆衛生対策	·災害時要援護者安否確認、救助、生活必需品、食料等の確保
以内	・関係機関、各部局からの	・全職員の安否確認		・電気、電話等のインフラの	The state of the s			社会福祉施設の被害状
	被害情報の収集 ・避難指示等の検討、発令	情報通信基盤の復旧		接続状況 ・公用車の被災状況の確認				況調査・本部医務班の開設・運営
	各部、関係機関への情報 伝達	・情報伝達手段の復旧に係 る連絡調整		・災害時の出納の処理方法 に関すること				・医療救護所の開設・運営
	・松本地域振興局、松本警察 署、広域消防局との連絡調整		•					
	・自衛隊への災害派遣要請							
	・職員配置計画の作成							
	・災害時相互応援協定締結団体、 松本地域振興局等への応援要請							
	各部局応急対策の進行							
_	管理 ・避難所統制						・仮設トイレ対策	・福祉避難所の設置運営
12時間								
以内	生活必需品等の物資統						・遺体安置所の設置、受入れ、引渡し	・奈川ふれあいの家事業
	防災行政無線の統括						・埋火葬の情報提供	
	・消防団の総括調整							
	・プレスセンター設置							
1	・市民への情報提供							
	・災害対応の記録	·複写機管理事務		·災害資器材(応急復			・災害廃棄物の発生量の推	・緊急ショートステイ事業
24時間 以内	・応援職員の受入れ	·死亡届受付·埋火葬許可		旧) の調達・義援金、見舞い金その他			計、仮置場の選定	·生活管理指導短期宿泊事
	・心弦戦員の文八化	証発行事務		金銭の収納保管				*工口目注用等应州11口尹
		·戸籍関係事務		会計事務				・避難所における被災者の 健康相談体制の整備
		·災害時要援護者(外国						医水自然肝的心正隔
1		人)対応、災害情報提供						
		ナギムの初集に関すること		・災害関係の予算及び資金計画	***************		/C器相点签Ⅲ/图带	ボランティアセンター設置要請、受
3日		市議会の招集に関すること		(予算編成事務、交付税事務)	・被災者の市民相談		・仮置場の管理運営	入れの調整及び情報提供
以内		·文書収発送事務		・家屋被害の調査			·災害廃棄物処理実行計	·手話通訳·要約筆記者派
		•住民基本台帳関係事務					<u>画策定</u> ・廃棄物処理業者等または	<u>遣事業</u> ·防疫対策(被災地消
		·証明発行関係事務					他市町村への協力要請 ・災害廃棄物の収集運搬、	毒)
							処分及び周知、広報	
		・女性相談事業(心理カウンセリング相談)					·防疫対策(被災地消 毒)	
			!				·公衆便所管理	
							・衛生協議会への活動要請	
							THE CALL IS A COTTON	
							・リサイクルセンター管理運営	
							·最終処分場管理運営	
1								
		・災害視察者、見舞者の対		・応急仮設住宅等の災害				義援金及び義援物資の配
1週間		応		用地確保協力				分
以内		·国民年金事務		·自動車臨時運行許可				・補装具支給事業(ストマ 用装具を含む)
		·国民健康保険資格取得·		・税証明の発行				·日常生活用具給付事業
		喪失 ·税証明発行事務						·養護老人ホーム入所措置
								事務
								·市営診療所事業
								・夜間急病センター事業
								・避難所における被災者の
								健康相談
₽								
1週間				・り災証明の発行				
以降								
							※凡例 各部局応急	対策業務のうち、黄色塗
							りつぶしの業業務	終務については、受援対象
							-530	
•							業務名	i称

大規模災害発生時 各部局災害応急対策業務一覧表

